参考資料 2 - 1

蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の改正について

# 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の構成

各章		主な記載事項			
前文		蚊媒介感染症の現状、予防指針策定の経緯、予防指針による対策を推進する蚊媒介感染症 (デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症)、対策の方向性など			
第一	平常時の予防対策	国、都道府県等:平常時及び国内感染症例発生時の手引き(国)及び具体的な行動計画 (都道府県等)の整備 都道府県等:大規模公園などにおける継続的な蚊の密度調査、幼虫の発生源対策、成虫の 駆除、長時間滞在する者への注意喚起の実施			
第二	発生動向の調査の強化	国:検査法の整備、海外における蚊媒介感染症の発生動向の把握 国、都道府県等:患者検体の確保、病原体の遺伝子情報の解析等			
第三	国内感染のまん延防止 対策	都道府県等:積極的疫学調査の実施、推定感染地の特定、市町村への蚊の駆除の指示等 市町村:都道府県の指示の下、推定感染地の蚊の駆除等			
第四	医療の提供	国:診療手引きの提供、医療関係者間の相談・協力体制の構築 国、都道府県等:医療関係者への情報提供及び普及啓発			
第五	研究開発の推進	国:蚊媒介感染症のワクチンや迅速診断法の開発、効果的な蚊の駆除方法の検討、媒介蚊の分布調査など、蚊媒介感染症対策に資する研究の推進、疫学研究の推進、研究機関間の連携体制の整備			
第六	人材の養成	都道府県等、市町村:蚊媒介感染症や媒介蚊に関する知識・技術を有する職員の養成 国:都道府県等及び市町村における研修の中核を担う人材、医療分野の人材養成			
第七	国際的な連携	国:国際機関や諸外国の政府機関との連携の強化及び情報交換の推進、海外流行国における対策への協力			
第八	対策の推進体制の充実	都道府県:蚊媒介感染症対策会議の設置、同会議における対策の検討・見直し及び研修の 実施。 国、都道府県等、市町村:住民への蚊媒介感染症に関する知識の普及啓発			

# 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針に係る対応等の経緯

平成27 (2015) 年 4月 ・蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の策定

4月

・蚊媒介感染症の対応・対策の手引き(地方公共団体向け)の発出 \*以降、随時改訂

・デング熱・チクングニア熱診療ガイドラインの発出 \*以降、随時改訂。

平成28(2016)年 3月 ・蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正 \*予防指針による対策を推進する蚊媒介感染症としてジカウイルス感染症を追加。

平成29(2017)年 4月 ・蚊媒介感染症の対応・対策の手引き(地方公共団体向け)の改訂 \* 自治体における蚊媒介感染症対策の実施に関する調査結果を踏まえ、平常時リスク 評価に係る知見等を改訂。

平成31(2019)年 4月

・デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症等の媒介蚊対策< 緊急時の対応マニュアル>の作成

\*特に緊急時の媒介・軟(ヒトスジシマカ、ネッタイシマカ)の対策に焦点を当てた詳 細な解説を記載。

\*毎年、夏期シーズンに合わせ、蚊媒介感染症予防に係る啓発(ポスターの作成・配布等)を国、 都道府県等において実施。

啓発ポスターの例



デング熱・チクングニア 熱診療ガイドライン

手引き(地方公共団体向け)

デング熱・チクングニア熱・ジ 蚊媒介感染症の対応・対策のカウイルス感染症等の媒介蚊対 策 < 緊急時の対応マニュアル >





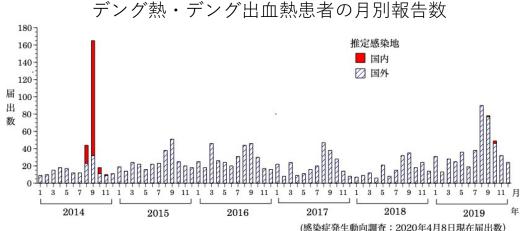


# デング熱の発生動向について(2015~2019年)

出典: IASR Vol. 41 p89-90: 2020年6月号

#### 【感染症発生動向調查】

- デング熱の届出数は、集計を開始した1999年の9例以降増加傾向。
- ▶ 2015~2018年のデング熱・デング出血熱の届出数は、201-342例で推移。2019年には461例と過去最多。
- ▶ 2014年には162例、2019年には4例が国内感染例として届出。



#### 【患者発生の季節性】

▶ 8~9月に患者報告数が多い。これは旅行者の増加と渡航先のデング熱の流行状況に起因すると考えられる。

#### 【推定感染地】

- ▶ 2015~2019年にデング熱と診断された患者(国内感染例は除く)の渡航先は少なくとも45カ国/地域。
- ▶ 輸入例1,540例のうち1,350例 (88%) の渡航先はアジア。特に東南アジアが多く,これらの地域でのデン グ熱の流行状況と日本への入国者数の増加を反映していると考えられる。

#### 【デング出血熱】

▶ デング出血熱症例は、デング熱として報告されている届出数のうち、2015~2019年にかけて、各年5例 (1.7%)、12例(3.5%)、6例(2.4%)、4例(2.0%)、7例(1.5%)が報告されている。

# その他の蚊媒介感染症の国内発生動向について

#### 蚊媒介感染症患者の年別報告数(感染症発生動向調査)



デング熱 日本脳炎 マラリア 

# ネッタイシマカ(Aedes aegypti)について

- ▶ デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症、黄熱の主要な媒介蚊。
- ▶ 屋内で繁殖しやすく、ヒトスジシマカよりもヒト嗜好性(吸血性)が高い。
- ▶ かつては熊本県天草(1944~1952)や琉球列島(~1970年代)、小笠原諸島で繁殖。
- ▶ 日本の国際空港では高頻度でネッタイシマカが侵入し、一時的な定着を認める報告あり。
- ▶ 殺虫剤抵抗性レベルが高い。

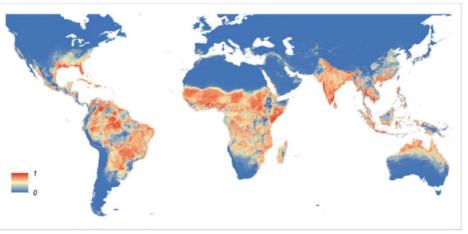


#### デングウイルス媒介蚊の比較

特徴	ヒトスジシマカ	ネッタイシマカ					
生息地	熱帯~温帯地域	熱帯~亜熱帯					
活動場所	野外で活動	屋内外で活動					
活動範囲	50-100m(環境により異なる)						
吸血嗜好性	日和見的	ヒト嗜好性が強い					
冬期に対する適応	卵で休眠・越冬	休眠・越冬はしない					
寿命	成虫で平均1ヶ月						
デング熱の流行	小規模	大規模					
デングウイルスの 蚊体内での増殖	同程度に増殖する。						
その他媒介する感 染症		ジカウイルス感染症、 (黄熱)					

出典:「デング熱・チクングニア熱・ジカウイルス感染症等の媒介蚊対策 <緊急時の対応マニュアル>|

# ネッタイシマカの世界分布域



出典: Kraemer et al., 2015. "The global distribution of the Aedes aegypti and Ae. albopictus"より抜粋。

### 改正案の内容

デング熱やジカウイルス感染症の媒介蚊として知られ、今後国内における定着が危惧されるネッタイシマカ について、必要に応じて対策を講じることを「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」に追加する。 6

# 自治体における蚊媒介感染症対策の実施に関する調査①

- ▶ 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針に基づく、都道府県等における平常時の対応、特に蚊媒介感染症に関する総合的なリスク評価の実施状況や蚊の駆除の実施状況等に関する調査を実施(平成28年9月、令和元年10月)。
- ポイント1:リスク評価の実施について
- Q. 「デング熱・チクングニア熱等の蚊媒介感染症の対応・対策の手引き」の「6. 平常時のリスク評価とヒトスジシマカ対策の考え方」( $P.9\sim12$ )にあるステップ  $1\sim4$  の実施状況について。

	ステップ	1 リスクの選定*1	2 リスク地点にお ける対応		4 リスク地点にお ける健康観察
令和元年 <b>10</b> 月実施 (回答自治体数:	実施自治体数	131	49	77	28
147)	未実施自治体数	16	98	70	119

\*1次の自治体を含む:ヒトスジシマカが確認されていない、評価した結果リスク地点該当なしと判断、都府県(市)において実施.

(デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き(地方公共団体向け)

6. 平常時のリスク評価とヒトスジシマカ対策の考え方

ステップ1 リスクの選定:ウイルスの流入機会や感受性者の暴露機会を元にして、屋外の施設(観光施設等)を検討。また年平均気温や蚊生息好 適地があるかも加味して、総合的にリスク地点を選定。

ステップ2 リスク地点における対応:施設等の管理者への説明。管理者による清掃等の実施。

ステップ3 リスク地点における定期調査の実施の検討:管理者の協力を得て、リスク地点での成虫の継続的な定点モニタリングを実施。

ステップ4 リスク地点における健康観察:リスク地点に長時間滞在する者や頻回訪問する者等の忌避剤の適切な使用。定期的な健康観察の実施。

### ○ 改正案の内容

自治体におけるリスク評価の実施を推進するため、蚊媒介感染症が発生するリスクが高く、注意が必要とされる地域をより明確化し、

- ・ 当該地域に長時間滞在する者又は頻回に訪問する者が多い
- 海外からの渡航者が多く訪れる
- ・ 蚊の生息に適した場所が存在する大規模公園など との記載を「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」に追加する。

# 自治体における蚊媒介感染症対策の実施に関する調査②

- ポイント2:蚊の駆除等の実施状況について
- Q. 蚊の調査、駆除等の実施状況について.

	実施状況	蚊の調査を実施	蚊の駆除を実施	蚊の駆除を業者 に委託	散布機・殺虫剤 の備蓄*1
令和元年10月実施 (回答自治体数: 147)	実施自治体数	94	27	44	61

<sup>\*1</sup> 自治体として備蓄していないが、市や委託先において対応できるようにしている自治体を含む。

## ○ 改正案の内容

自治体における蚊の駆除に係る効果的な対策を推進するため、蚊媒介感染症対策の実施に当たっては、

- ・ 平時から殺虫剤の備蓄や散布機の整備を考慮すること
- ・ 事業者に委託する場合は、適切な知識及び技術を有すると判断される事業者を選定し、連携に努めることが必要であることを「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」に追加する。





